

## 共済契約継続申込に係る特別措置について

### 【対象者】

- 下記対象地域に居住されている本部直接取扱いの退職者組合員  
石川県：七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町、中能登町  
※日本郵便より 2024 年 2 月 1 日 14:00 時点でニュースリリースのあった地域を  
対象としております。

### 【特別措置】

- 契約継続申込手続き提出締切日を延長します。  
延長前：令和 6 年 2 月 1 6 日（金） → 延長後：令和 6 年 5 月 1 6 日（木）
- 口座振替日を変更します。  
変更前：令和 6 年 3 月 2 6 日（火） → 変更後：令和 6 年 6 月 2 6 日（水）  
※令和 6 年 6 月 2 6 日に口座振替を行うことができれば、令和 6 年度契約は失効  
せずに継続されます。

ご相談やご不明な点がございましたら、下記のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

火災共済：0120-753-375

自動車共済：0120-633-585

F A X：03-3262-2795